

「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第四次報告案）
『脱炭素社会の実現に向けた建築物のライフサイクルカーボン評価の促進
及び省エネルギー性能の一層の向上について』（仮称）」
に関するパブリックコメントの結果概要

- 実施期間：令和7年12月15日(月)から令和8年1月5日(月)（21日間）
- 告知方法：電子政府の総合窓口のホームページ
- 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール、郵便
- 意見数：33の個人・団体から148件

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約させていただいております。

※なお、ご意見には重複があります。

※本報告案と直接の関係がないため掲載しなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

【Ⅱ. 1. 建築物のライフサイクルカーボン評価の促進に係る制度導入の考え方】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
1	算定対象は、ホールライフカーボンではなく、エンボディドカーボンとすべき。	カーボンニュートラル社会に向けて、建築物の用途・規模その他様々な要求性能に応じて、エンボディドカーボンとオペレーショナルカーボンをどのように効率的にバランスよく削減を図っていくかは重要な視点であり、トレードオフ問題を含め、どちらでどの程度削減を図るかについては設計者等の創意工夫に柔軟性を持たせることが合理的であることから、ホールライフカーボンを算定対象とする方針です。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
2	<p>昨今の諸外国 CO₂削減施策を見ると、後退しているものが散見される（例えばガソリン車販売禁止を撤回等）。諸外国の目標が下がるのであれば、日本も無理せず合わせて下げていくのがよいと思うが、そのあたりの考えを教えてください。</p>	<p>2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、引き続き建築物の脱炭素化は必要と考えております。</p> <p>エネルギー資源の太宗を海外輸入に依存している我が国においては、省エネルギー対策の徹底が必要であり、建築物 LCCO₂評価制度についても資材製造、使用、解体等の各段階において省エネ・省資源等の措置を図るものであり、エネルギー・資源安全保障に資する取り組みであると考えております。</p> <p>また、報告案において「建築物のエンボディドカーボンについてどこまで削減を求めるかについては、国際動向、他の分野における削減ポテンシャル、他の分野との費用対効果の比較等も踏まえ、建築物分野がどこまで削減を担うべきか等を明らかにしたうえで、検討すべきものであるが、いざ削減に向けた取組の加速化が求められた際に、速やかに取り組める環境を整備しておく必要がある。LCCO₂評価ルールや CO₂等排出量原単位が不在で、LCCO₂評価を行ったことがない事業者が多数存在しているような現状では削減に向けた取組の加速化は難しいことから、まずは LCCO₂ 評価が一般的に行われ、知見やデータが蓄積される環境を速やかに整備する必要がある。」としているところです。</p>
3	<p>日本における気候、風土、災害等を考慮するならば、耐震性のみならず、木材の循環を考慮した制度設計を進めてほしい。</p>	<p>ライフサイクルカーボンの削減に向けた制度の波及的効果として、木材の循環を含むサーキュラーエコノミーへの寄与が期待される旨を報告案に記載しており、この観点も念頭に置きながら今後検討を進めてまいります。</p>

【Ⅱ. 2. 各ステークホルダーの責務・役割の明確化】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
4	<p>建築物の諸性能とオペレーショナルカーボン、エンボディドカーボンのバランスの取り方について、国として考え方を示すことを想定しているのか。</p>	<p>報告案には「産学連携のもと、LCCO₂の削減につながる設計・施工上の工夫や建築用途・規模・構造別の算定・評価結果を含む事例集を作成」と記載しているところであり、オペレーショナルカーボンとエンボディドカーボンのバランスについてもこうした事例集等を通じて知見の蓄積・啓発を実施することが重要と考えております。</p>
5	<p>アップフロントカーボンの削減とともに、オペレーショナルカーボンの削減も引き続き重要であることから、これまでもオペレーショナルカーボンの削減に大きく貢献してきた省エネ機器等が適切に評価される仕組みとすべきではないか。</p>	<p>報告案「エネルギー資源の太宗を海外輸入に依存している我が国においては、断熱等による暖冷房・空調等負荷削減や省エネ設備の導入等の省エネルギー対策の徹底が基本であり、加えて、オンサイトでの再生可能エネルギー導入や脱炭素化に取り組むことが重要。」との認識のもと、オペレーショナルカーボン、エンボディドカーボンのいずれの削減努力も評価対象とするように検討を進めてまいります。</p>
6	<p>住宅・建築物を設計する際には、利便性や快適性も重要な考慮要素であると考えられるため、以下「 」内を p.7 19 行目に追記していただきたい。</p> <p>設計者は、予算、機能、デザイン、「利便性、快適性」や安全性確保といった設計における考慮要素の一つとして LCCO₂を捉え、設計時に LCCO₂評価を行うことによりストック活用も含めた最適な設計を検討する。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、建築物の「機能」に関する脚注 15 を以下のとおり修正し、利便性・快適性も機能の一部として設計時に考慮すべき要素であることを明示します。</p> <p>脚注 15「建築物は、地震や風に対する構造安全性、防耐火性能・耐水害性能・避難安全性、耐久性・維持管理・更新の容易性・長寿命化性能、バリアフリー性能、断熱性能・省エネルギー性能、防犯性能、遮音性能、居住性・利便性・快適性などの多様な機能を有する。」</p> <p>【報告案本体 p. 8】</p>
7	<p>LCCO₂評価を実施する主体について、記載が一貫していないので建築主の役割を明確化すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「建築主の負担軽減に配慮する必要がある」から「建築主・設計者・施工者の負担軽減に配慮する必要がある」に修正いたします。</p> <p>【報告案本体 p. 13】</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
8	<p>建築主が公表する LCCO₂ 評価結果の数値は、設計段階・施工段階・竣工段階のいずれであるかを明確化すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「LCCO₂ 評価結果の公表に際しては、設計時か竣工時かなど、どの段階における評価結果であるかを明確にする」と追記いたします。</p> <p>【報告案本体 p. 9】</p>
9	<p>LCCO₂ 評価の算定ルールや運用の具体化、ならびに建材・設備 CO₂ 等排出量原単位の整備・活用にあたっては、設備設計の専門的判断が適切に反映される制度設計とするとともに、設計実務において活用可能な粒度・形式でのデータ整備や、設計業務の高度化・業務量の増大に見合った適切な評価や業務報酬への反映についても、今後の制度運用の中で十分に配慮されることを要望する。</p>	<p>建築物のライフサイクルカーボン評価の実施に向けて、専門家の育成を図るとともに、建材・設備の CO₂ 等排出量原単位の整備への支援を検討して参ります。</p> <p>なお、業務報酬基準では、略算方法により算定を行う場合、建築物のライフサイクルカーボンの算定の業務は、業務量の目安のもととなる標準業務には含まれないことから、別途、算定業務に要する業務量を付加して、報酬を算定することが必要です。</p>
10	<p>建築主が設計者等と適切に対話し、合理的な意思決定を行えるよう、事業体全体の GHG 削減目標と建築物の LCCO₂ 削減方針を結び付ける考え方やロジックのベストプラクティスについて、参考事例等の形で示すことを検討すべき。</p>	<p>建築物 LCCO₂ 評価制度における算定結果が企業単位での Scope3 開示等において活用可能となるよう、その算定方法については国際的なイニシアティブとの整合性も意識して検討を進めてまいります。</p>
11	<p>ライフサイクル評価には設計士・積算士等にこれまで以上の作業が発生するため、これらを特別業務として認め、正当な対価が支払われることを建築主等に理解していただくことが必要。</p>	<p>ご指摘も踏まえ、建築物 LCCO₂ の算定・評価の対価が正当に支払われる環境の整備に努めてまいります。</p>

【Ⅱ. 3. 建築物のライフサイクルカーボン評価に係るルールの策定】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
12	実態に即した現実的かつ合理的な算定方式や制度構築をお願いしたい。	LCCO ₂ 評価に係る各主体の実態を十分に踏まえつつ、検討を進めてまいります。
13	報告案別添1にあるように、厳密さを追求して社会的コストが過大とならないよう、LCCO ₂ 評価に関する制度設計にあたっては精緻さよりも評価の一般化と環境整備を優先させる内容にしていきたい。	建築物のライフサイクルカーボン評価の制度設計にあたっては、LCCO ₂ 評価が一般化し、削減努力が評価されることで脱炭素化の取組への需要が高まる好循環の形成を目指しつつ、厳密さを追求するあまりに社会的コストが過大とならないよう留意し、検討してまいります。
14	建築物のライフサイクルカーボンの算定ルールについて、簡単にチェックできるシンプルなルールとしてほしい。街の小規模工務店も対応できるようにすべき。	建築物のライフサイクルカーボンの算定ルールについては、シンプルな算定ルールとすることを基本として検討してまいります。 なお、報告案においては、建築主の国への LCCO ₂ 評価結果の届出義務対象は大規模事務所とし、住宅は対象外としております。
15	算定の手間を減らすため複合材の原単位活用を許容するなどシンプルな算定ルールを基本としてほしい。	資材数量と複合原単位を掛け合わせることを許容するなど、シンプルな算定ルールとすることを基本としつつ、詳細に算定を行いたい場合には任意での選択を可能とするなど、設計者等のニーズに応じた対応が可能となるよう検討してまいります。
16	建築物のライフサイクルカーボンの算定ルールについて、個社毎に取扱いに差が出ないよう大項目のみの算定項目(例:塗膜防水は床面積のみ対象)とすべき	建築物のライフサイクルカーボンの算定ルールについては、建材・設備製造事業者の脱炭素の努力が評価されつつも、算定者の負担を軽減するための簡易な算定方法について検討してまいります。
17	既存ストックも評価できるようにしてほしい。	建替と改修を合理的に比較できる評価方法について、検討を進めて参ります。
18	自然災害が多い日本では災害対応が可能な都市・建築物が必要だが、本施策がその足かせにならないよう、CO ₂ 削減以外の対策評価に配慮が必要。	別添1「建築物のライフサイクルカーボン評価の促進に係る制度導入の考え方」に記載のとおり、耐震性や防耐火性などの側面にも留意して、建築物のライフサイクルカーボン評価に係るルールの検討を進めてまいります。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
19	オペレーショナルカーボンとエンボディドカーボン削減のトレードオフを考慮して LCCO ₂ 評価を行うべき。	報告案にはトレードオフ問題を踏まえてオペレーショナルカーボン及びエンボディドカーボンの両方を含むライフサイクルカーボンでの算定を基本とすることとしており、制度の具体化に向けて引き続き検討してまいります。
20	LCCO ₂ 評価にあたっては省エネ計算において既に算出している数値を活用することで容易化が図れるのではないか。	省エネ計算において算出している数値の活用を含む算定時の負担軽減策については、今後算定ルールとあわせ検討してまいります。報告案には「建築物エネルギー消費性能適合性判定にあたって算出した数値や数量を活用するなどの算定手間削減のための工夫についても検討を行うべきである。」と追記を行いました。 【報告案本体 p. 9】
21	オペレーショナルカーボンの算定において、将来における各種エネルギーの CO ₂ 排出係数をどう扱うのか。	建築物のライフサイクルカーボンの算定ルールにおけるオペレーショナルカーボンの扱いの詳細については、建築物省エネ法における省エネ基準の評価方法との整合性及び建築物のライフサイクルカーボン評価制度の趣旨を勘案しつつ、今後検討してまいります。
22	報告案 P8 「(2) 講ずべき施策の方向性 1 統一的な LCCO ₂ 算定ルールの構築」において以下の文言を追加してほしい。 「オフサイト PPA の活用等により、実際に使用する電力を非化石電源へ転換する取組については、実排出削減として評価対象とする。また、低炭素電力を使用している場合は全国一律の電力原単位と分けて評価可能とする。あわせて、「エネルギー基本計画で示されている将来の電力・ガスの非化石比率変化」と整合的な将来想定排出係数を用いた評価についても、将来の非化石拡大を見据えた取り組みを促進する観点から、LCCO ₂ 評価において適用可能とすることが望ましい」	ご指摘の点については、建築物に求められる機能・性能、設計上の工夫のあり方等も含めて、建築設計側の意見もよくききながら、慎重な検討が必要と考えております。いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
23	建築物のライフサイクルカーボン評価において、住宅も含めて、太陽光発電による削減効果は発電量全量と見込むという取扱いとなることでよいか。	建築物のライフサイクルカーボンの算定ルールにおけるオペレーショナルカーボンの扱いの詳細については、建築物省エネ法における省エネ基準の評価方法との整合性及び建築物のライフサイクルカーボン評価制度の趣旨を勘案しつつ、今後検討してまいります。
24	テナント物件等で引渡し時にインフィル未施工・設備未設置の場合、テナント側が入居後に施工するインフィル部分は、建築物のライフサイクルカーボン評価の対象外となるということによいか。	建築物のライフサイクルカーボンの算定ルールについては、シンプルな算定ルールとすることを基本としつつ、詳細に算定を行いたい場合には任意での選択を可能とするなど、設計者等のニーズに応じた対応が可能となるよう検討してまいります。
25	設計時点の LCCO ₂ 算定だけでなく、建築物の使用開始後に算定結果が合っていたかどうか検証することも制度として必要ではないか。	建築物のライフサイクルカーボン評価については、必ずしも設計時点だけではなく、建築物の使用段階で評価を行い、評価結果を表示いただくことも可能です。また、建築物のライフサイクルカーボン評価等に取り組む優良事業者の選定・公表制度において、そのようなデータ提供を行う事業者の努力を評価することが考えられます。 なお、届出制度については、着工前の設計段階におけるライフサイクルカーボン評価を促進し、設計の変革を促すという制度趣旨及び建築主等の負担等に鑑み、使用開始後の検証を求めることは想定しておりません。
26	LCCO ₂ 算定ツールは1つに限定されないと理解するが、複数の異なるツールが利用可能であると利用者の混乱を生じる懸念があるため、丁寧な検討が必要。	建築物 LCCO ₂ 算定ツールについては、国が今後定める算定ルールに適合した形で算定可能なものについては活用可能とする方向で検討を進めてまいります。
27	不動産協会の算定マニュアル、J-CAT、One Click LCA など複数の LCCO ₂ 算定ツールが存在するため、統一的な算定ルールが必要。	建築物のライフサイクルカーボン評価により、ライフサイクルカーボンの削減に向けた検討や設計内容による比較が可能となるよう、国において、統一的な算定ルールを構築してまいります。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
28	<p>「複数の LCCO₂ 算定ツールが存在する」とあるが、具体的にどのようなツールを示しているのかが読み取りにくい。代表的な算定ツールの名称や位置付けについて示すべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、代表的な算定ツールについての脚注「国土交通省による不動産・建設関係団体会員へのヒアリング調査によれば、J-CAT、不動産協会建設時 GHG 排出量算定マニュアル（アップフロントカーボンのみ）、One Click LCA が主に算定ツールとして使用されており、そのほかに各企業の自社開発ツールがあるとの結果。」を追加いたします。</p> <p>【報告案本体 p. 9】</p>
29	<p>設計の初期段階ではメーカーが未定であることも多いため、国が定める「デフォルト値」や業界代表データを充実させ、精緻な個社製品データがなくても合理的に算定できる環境を維持してほしい。</p>	<p>精緻な個社製品データがなくても合理的に算定できる環境を目指し、デフォルト値については、その粒度を含め、今後検討して参ります。</p>
30	<p>気候風土適応住宅は天然乾燥 1 次製材品や古材、天然素材系断熱材を使用し建材メーカー扱いがないため、国側でデータを準備してほしい。</p>	<p>精緻な個社製品データがなくても合理的に算定できる環境を目指し、デフォルト値については、その粒度を含め、今後検討して参ります。</p>
31	<p>既存建築物の LCCO₂ 評価で建替・改修前の機器等は古く EPD や CFP の算出が困難と考えられるため、CO₂ 等排出量原単位をどのように算出すべきか明確化してほしい。</p>	<p>建築物 LCCO₂ 評価制度に係る算定ルール、評価基準、第三者認証・表示ルール、建材・設備 CO₂ 排出量原単位算定ルール等の制度運用ルールの詳細については、申請者側、審査側双方が十分な時間的猶予をもって準備を行うことができるよう、制度構築後速やかに有識者検討会議での審議を開始するとともに、基準等の公表に先立ち事前にパブリックコメントを実施することを予定しております。</p>
32	<p>EPD が P8 で初出だが簡潔な用語定義を記載すべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「環境製品宣言（以下「EPD」という。）」という表現に修正いたします。なお、EPD の詳細な説明は、原単位について包括的に説明する P15 に集約させることとしております。</p> <p>【報告案本体 p. 10】</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
33	<p>事業者や認証機関が十分な時間的猶予をもって準備できるよう、評価基準の具体的内容の案を 2026 年度前半に示してほしい。</p>	<p>建築物 LCCO₂ 評価制度に係る算定ルールや評価基準等の制度運用ルールの詳細については、申請者側、審査側双方が十分な時間的猶予をもって準備を行うことができるよう、制度構築後速やかに有識者検討会議での審議を開始するとともに、基準等の公表に先立ち事前にパブリックコメントを実施することを予定しております。</p>
34	<p>登録認証機関が行う認証業務について機関によるバラツキが生じないように評価基準を国で定め、具体的内容の案を 2026 年度前半に示してほしい。</p>	<p>建築物 LCCO₂ 評価制度に係る算定ルール、評価基準、第三者認証・表示ルール、建材・設備 CO₂ 排出量原単位算定ルール等の制度運用ルールの詳細については、申請者側、審査側双方が十分な時間的猶予をもって準備を行うことができるよう、制度構築後速やかに有識者検討会議での審議を開始するとともに、基準等の公表に先立ち事前にパブリックコメントを実施することを予定しております。</p>
35	<p>報告案 P8 「(2) 講ずべき施策の方向性 1 統一的な LCCO₂ 算定ルールの構築」において以下の文言を追加してほしい。 「原単位算定および LCCO₂ 評価に反映するクレジット等による排出量の相殺は、温対法で認められたクレジットのみに限定する」</p>	<p>建築物 LCCO₂ 評価制度に係る算定ルール、評価基準、第三者認証・表示ルール、建材・設備 CO₂ 排出量原単位算定ルール等の制度運用ルールの詳細については、制度構築後速やかに有識者検討会議での審議を開始することとしております。いただいたご意見は制度検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>

【Ⅱ. 4. 建築物のライフサイクルカーボン評価の実施を促す措置】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
36	届出制度や説明制度の対象について、増改築の場合は増改築部分の床面積で判断するのか。また、増改築部分のライフサイクルカーボンを評価するのか。床面積は棟ごとに判断し、建築確認の敷地単位ではないという、省エネ適合性判定と同様の方向性か。	届出対象等に係る増改築部分の床面積での判断については、貴見のとおりです。評価方法や床面積の確認方法の詳細については、今後検討してまいります。
37	届出制度の対象となっている建築物は、説明制度の対象から除かず、説明と届出を併せて実施すべき。	届出制度の対象となっている建築物についても、(2)①の建築士の説明制度に記載のある「専門的知識を有する建築士が建築主に対して、設計する建築物において LCCO ₂ 評価を実施する意義、期待される効果、考えられる設計上の工夫・削減措置等について説明」することは重要と考えております。
38	届出制度において、届出後の資材数量変更などについては再算定を求めないなど、実務上の負担軽減措置を講じてほしい。	届出制度の主たる目的が着工前のライフサイクルカーボン評価の実施によるライフサイクル思考での設計の促進であって、竣工時の精緻な算定を求めることではないことに鑑み、着工後の資材数量変更などについては再度の算定を求めないなど、建築主の負担軽減に配慮して、検討してまいります。
39	届出以降に発生した軽微な変更について、さらなる負担が発生しないようにしてほしい。	報告案において、「制度の主たる目的が着工前の LCCO ₂ 評価実施によるライフサイクル思考での設計の促進であって、竣工時の精緻な算定を求めることではないことに鑑み、着工後の資材数量変更などについては再度の算定を求めないなど、建築主・設計者・施工者の負担軽減に配慮する必要がある。」としております。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
40	<p>着工前の届出にあたっては、実施設計段階の図面を用いる方法・契約見積書を用いる方法の2通りで対応できるようにするなど、算定に係る負担を軽減すべき。また、作業実態上期限に間に合わないことが想定されるため、着工後の提出も認めるべき。</p>	<p>建築物のライフサイクルカーボン評価結果の届出においては、簡易な方法も含めて複数の算定方法を認めるなど、算定に係る負担を軽減するよう検討してまいります。</p> <p>また、設計段階におけるライフサイクルカーボン評価を促進し、評価結果が著しく不十分な場合には自主的な削減の再検討を促す観点から、届出は着工前に行って頂く必要があると考えております。</p>
41	<p>「著しく不十分な場合の国による勧告」とあるが、「著しく不十分」な状態がイメージしづらい。また、勧告された場合、着工ができなくなるのか。届出後に大幅な変更指示を受けても対応が間に合わないことを懸念。</p>	<p>建築物 LCCO₂届出制度においては、建築主の判断基準（建築物 LCCO₂評価制度に係る算定ルール・評価基準）に照らして著しく不十分な場合に勧告をすることが考えられます。著しく不十分な場合に該当するかの判断にあたっては、LCCO₂ 評価結果等について定量的な評価結果に加え、講じた措置などを総合的に勘案することについて検討を進めてまいります。届出制度に係る建築主の判断基準については、制度構築後速やかに有識者検討会議での審議を開始することとしております。</p> <p>また、本届出制度は、制度の主たる目的が着工前の LCCO₂評価実施によるライフサイクル思考での設計の促進であることから、建築確認と連動した形での着工規制を伴うものとして検討はしておりません。</p>
42	<p>本届出制度は規制的措置ではなく、届出資料に基づく検査は行われたいということでしょうか。</p>	<p>届出制度は、着工前の LCCO₂ 評価と国への届出の義務付けを検討しているものですが、基準に適合しない場合に着工ができないといった規制を検討しているものではありません。また、着工後の中間検査や完了検査を行う予定はありません。</p>
43	<p>算定入力に求められる数字は該当建物使用数量であり、対応者の過程や算定者による差で数字の意図が異なることをしっかり周知し、届出以外の負荷拡大を防ぐべき。</p>	<p>建築物のライフサイクルカーボンの算定ルールについては、建材・設備製造事業者の脱炭素の努力が評価されつつも、算定者の負担を軽減するための簡易な算定方法について検討してまいります。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
44	届出までの実務的な算定スケジュールの逆算ができるよう、算定にかかる目安の時間など示してほしい。	LCCO ₂ 算定にかかる時間は、建築物の規模・用途・構造や設計内容によって異なることに加え、算定者の熟度や BIM 等のデジタルツール活用の状況にも左右されるなど個別性が高いものと考えており、国として目安をお示しすることは考えておりません。 なお、「産学連携のもと、LCCO ₂ の削減につながる設計・施工上の工夫や建築用途・規模・構造別の算定・評価結果を含む事例集を作成」と記載しているところであり、こうした事例集等を含め、設計者・算定者が算定を実施するにあたって参考となる情報提供がなされることを期待しております。
45	物件特定できない配慮のもと、届出に係る算定結果は公表し、参考資料として閲覧できるようにしてほしい。	ご意見をふまえ、「評価結果データの統計分析結果を国が公開することを検討すべき」と追記いたします。 【報告案本体 p. 13】
46	中間とりまとめ案 p12 の 3 行目「建築主の負担軽減に配慮する必要がある」を「建築主・設計者・施工者の負担軽減に配慮する必要がある」に修正してほしい。	ご意見のとおり、「建築主の負担軽減に配慮する必要がある」から「建築主・設計者・施工者の負担軽減に配慮する必要がある」に修正いたします。 【報告案本体 p. 13】
47	届出制度となることで、LCCO ₂ 算定業務が標準業務内には含まれず、新たな追加事項となることをしっかりと周知して頂きたい。	ご指摘の内容について、広く周知してまいります。
48	国の庁舎等については、LCCO ₂ 評価先行実施だけでなく、LCCO ₂ の削減に資する先導的・試行的な工事を計画し実施すべき。	令和 7 年度から設計に着手する一部の新築官庁施設の設計段階において、LCCO ₂ 算定の試行を実施しております。ご意見は今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。
49	LCCO ₂ のデータを国と地域公共団体と共有するとあるが、国の庁舎等については先行して評価を実施することとしており、円滑な情報提供ができるようにするために、共有方法及び共有内容を明確にすべきではないか。	国の庁舎等の LCCO ₂ の算定結果等の共有については引き続き検討を進めてまいります。ご意見は今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
50	<p>UR 賃貸住宅における先行的な LCCO₂ 評価を民間においてモデルとして活用できるよう、算定方法を明確にすべき。</p> <p>また、住宅に用いられる建材・設備の EPD 等の CO₂ 排出量原単位の整備が遅れることが想定されるため、住宅のライフサイクルカーボン評価において、どのような数値を使用するのか明確にするべきではないか。</p>	<p>ご意見も踏まえて、試行実施の結果等の活用方策について検討を進めて参ります。</p> <p>また、住宅の建材等についても、個社製品データや業界代表データの整備を促進しつつも、それらが不足する場合であっても建築物のライフサイクルカーボン評価が可能となるよう、国において、製品カテゴリ別のデフォルト値の整備を進めて参ります。</p>
51	<p>UR 賃貸住宅の「一定規模以上」とはどの規模以上を対象とするか、民間の取組モデルとして活用できるよう明確化すべきではないか。</p>	<p>試行実施の結果等を踏まえて、対象とする建替事業の規模とその考え方について検討を進めて参ります。</p>
52	<p>UR 賃貸住宅の LCCO₂ 評価結果は今後の住宅開発の参考になるため、当該賃貸住宅で使用される建材や設備等については、一般的な仕様のもので採用することが望ましいのではないか。</p>	<p>ご意見は今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。</p>
53	<p>気候風土適応住宅を望む施主は脱炭素への関心が高くアップフロントカーボンを抑えたい方が多い。P11 2 行目については表現が偏っているため適切な表現に変更すべき。</p>	<p>ご指摘のように脱炭素について関心が高い住宅購入者や賃借人も一定数いらっしゃるものと認識しておりますが、住宅関係団体等からは光熱費削減や健康等のコベネフィットがある省エネ施策と比して脱炭素化については住宅購入者等のニーズが高いとはいえ、建築物 LCCO₂ 評価結果の届出義務等の規制的措置を講じることについて慎重な対応が必要との意見もあり、原文を維持させていただきます。</p>
54	<p>かつて実施されていた建築物省エネ法の届出制度は形骸化していたため、法的強制力のある建築物ライフサイクルカーボン評価結果の報告義務等を課すのであれば、建築基準法に盛り込むべき。</p>	<p>今回、建築物の脱炭素化の観点から、工事着手前の設計段階でライフサイクルカーボン評価を実施することにより自主的な削減に取り組むきっかけとして届出制度を検討しております。国民の生命等の保護の観点から建築物が満たすべき最低基準を定める建築基準法に盛り込むことは考えておりません。</p>

【Ⅱ. 5. 建築物のライフサイクルカーボン評価結果の表示を促す措置】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
55	登録認証機関の業務の公平中立性を確保するための制限について定める場合は、必要最低限のもの（確認検査員、構造適判員と同様に、登録認証機関において審査等を行う者は自ら関与した物件の審査は行わない程度の制限）としていただきたい。	制限業務や従事制限・引受制限の検討にあたっては、公平中立性の担保に必要な最低限の制限となるよう、今後検討を行ってまいります。
56	登録認証機関について、初期段階では限定的な能力や経験のみを有することはやむを得ないため、自らが引き受けできる業務範囲を限定できるようにしてほしい。	登録認証機関が引き受ける認証業務の範囲を限定し、その区分を提示する仕組みについて今後検討してまいります。
57	住宅品確法の登録住宅性能評価機関や BELS 登録機関が、円滑に LCCO ₂ 評価結果に係る第三者認証・表示制度の登録認証機関となるよう、機関登録要件の早期制定・公表に加え、評価基準に関する解説書の整備や講習・研修の実施を検討していただきたい。	可能な限り早期に関係規定の整備を行うとともに、産学官連携のもと、認証員の育成や認証機関の整備などの人材育成・体制整備に取り組んでまいります。
58	既往制度と整合をとることで円滑な導入が図られ、申請や評価に関する停滞を回避できると考えられるため、住宅性能表示制度や BELS との整合・調整をしていただきたい。	LCCO ₂ 評価結果に係る第三者認証・表示制度については、ライフサイクルカーボンに加え、省エネルギー性能についても認証・表示する方向で検討を進めて参ります。省エネルギー性能の表示制度については、建築物省エネ法の省エネ基準、BELS 制度との連続性やその他既往制度との整合性にも留意しつつ、第三者認証・表示制度の詳細を今後検討してまいります。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
59	<p>定量的評価と定性的評価の相関関係や、定性的な面を評価していく方法の予定について教えてほしい。</p>	<p>第三者認証・表示制度における評価書等に係る定量的評価（国の算定ルールに沿って計算した結果）と定性的評価（削減のための措置）については、報告案に例示されている事項等について検討してまいります。</p> <p>なお、建築物 LCCO₂評価制度に係る算定ルール、評価基準、第三者認証・表示ルール、建材・設備 CO₂排出量原単位算定ルール等の制度運用ルールの詳細については、制度構築後速やかに有識者検討会議での審議を開始する予定です。</p>
60	<p>報告案 P14 「(2) 講ずべき施策の方向性」における「ロ 定性的評価」に以下を追加してほしい。</p> <p>「DR への取り組み」</p>	<p>報告案において、DR の普及等の施策については関係省庁と連携して進めることが望ましい旨を記載しているところですが、建築物の LCCO₂ 評価において DR への取組を評価することは慎重な検討が必要と考えております。いただいたご意見は今後の制度検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>
61	<p>「GX スチールにおける削減実績量」に関しては定量的評価の対象として頂きたい。</p>	<p>定量的な GX 価値の別記表示については、引き続き検討を進めてまいります。</p>
62	<p>今後、本制度の下で「建材・設備 CO₂等排出量原単位整備方針」に則って整備される CFP は、いわゆる General CFP に該当するものであるが、GX スチールでの活用が見込まれる Allocated CFP と並列で評価すると削減のダブルカウントが生じるため、これを適切に回避する仕組みとしていただきたい。</p>	<p>建築物のライフサイクルカーボン評価制度において、鉄鋼連盟の「鉄鋼製品に関するカーボンフットプリント製品別算定ガイドライン」及び「GX スチールガイドライン」に基づく GX スチールを活用して建築物 LCCO₂ 評価結果の第三者認証・表示を実施する場合について、General CFP を用いた評価結果と Allocated CFP/Residual CFP を用いた評価結果は別記表示するなど、CO₂ 等排出量削減のダブルカウントが生じないよう適正に回避する仕組みを検討してまいります。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
63	<p>制度上、第三者認証が必要となるような天下りのためのビジネスを作るのではなく、設計した人が自分で責任を持てる仕組みにして欲しい。</p>	<p>制度上、第三者認証が必須となるような仕組みではなく、「環境に関心の高い投資家・金融機関や建築物利用者等・購入者等（オフィステナント、住宅購入者等）に建築物の環境性能をアピール」するために建築主等が任意に活用可能な第三者認証制度を検討してまいります。なお、登録認証機関としては、これまでも建築物エネルギー消費性能適合性判定やBELS（建築物エネルギー消費性能表示制度）を実施してきた登録機関であって建築環境性能の第三者評価に関して専門的知見を有する機関が担うことを想定しており、新たな機関を国が創設することは想定しておりません。</p>

【Ⅱ. 6. 建材・設備の CO₂等排出量原単位の整備】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
64	<p>原単位は技術開発スピードに改定が追いつかず、実態と乖離する懸念があるため、原単位の更新頻度や評価システム効率化など、実情に即した、運用可能な仕組みを検討してほしい。</p>	<p>報告案では、建材・設備製造事業者等が取り組むべき事項として、脱炭素化に取り組むことと、その成果を原単位として整備し公開することを示しております。こうした取組が適切に実施されるよう、具体的な仕組みを検討して参ります。</p>
65	<p>産業連関表ではなく実際の使用量からの積上型原単位は重要。自然系素材を含む多くのデータを準備してほしい。</p>	<p>報告案では、統計データでは、個々の建材・設備製造事業者における製造時の脱炭素化等の取組みが評価できない等の課題があり、建材・設備製造事業者における企業努力を適切に評価し、更なる脱炭素化を促す観点からは、CFP や EPD といったいわゆる積み上げ型の原単位の整備・活用が必要であることを示しており、こうした取組が推進されるよう、具体的な仕組みを検討して参ります。なお、精緻な個社製品データがなくても合理的に算定できる環境を目指し、デフォルト値については、その粒度を含め、今後検討して参ります。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
66	<p>第2カテゴリーの建材について、原単位整備推進のため、具体例を増やすべき。</p>	<p>建築物のライフサイクルカーボン評価の実施に向けて、建材・設備のCO₂等排出量原単位の整備を促進するため、CO₂等排出量原単位整備において優先すべき主要建材等の第2カテゴリーを、「屋根：長尺金属板など、外壁：メタルカーテンウォール、PCカーテンウォール、サイディング、セラミックタイル、断熱材など、外部開口部：ガラス、アルミニウム製建具、樹脂製建具、アルミ樹脂複合建具など、内部床：OAフロア、タイルカーペット、ビニル床シート・タイルなど、内壁：せっこうボード、木質ボード、軽量鉄骨壁下地など、天井：ロックウール化粧吸音板、軽量鉄骨天井下地など、耐火被覆材：吹付けロックウールなど」として、取組を進めてまいります。</p> <p>【報告案本体 p. 17～】</p>
67	<p>優先して整備する建材の例示に「木質ボード」を追記してほしい。</p>	<p>建築物のライフサイクルカーボン評価の実施に向けて、建材・設備のCO₂等排出量原単位の整備を促進するため、CO₂等排出量原単位整備において優先すべき主要建材等の第2カテゴリーを、「屋根：長尺金属板など、外壁：メタルカーテンウォール、PCカーテンウォール、サイディング、セラミックタイル、断熱材など、外部開口部：ガラス、アルミニウム製建具、樹脂製建具、アルミ樹脂複合建具など、内部床：OAフロア、タイルカーペット、ビニル床シート・タイルなど、内壁：せっこうボード、木質ボード、軽量鉄骨壁下地など、天井：ロックウール化粧吸音板、軽量鉄骨天井下地など、耐火被覆材：吹付けロックウールなど」として、取組を進めてまいります。</p> <p>【報告案本体 p. 17～】</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
68	<p>断熱材は省エネ性能に直結しライフサイクルでのCO₂削減効果が大きいいため、主要建材カテゴリーに含め原単位整備を優先すべき。</p>	<p>建築物のライフサイクルカーボン評価の実施に向けて、建材・設備のCO₂等排出量原単位の整備を促進するため、CO₂等排出量原単位整備において優先すべき主要建材等の第2カテゴリーを、「屋根：長尺金属板など、外壁：メタルカーテンウォール、PCカーテンウォール、サイディング、セラミックタイル、断熱材など、外部開口部：ガラス、アルミニウム製建具、樹脂製建具、アルミ樹脂複合建具など、内部床：OAフロア、タイルカーペット、ビニル床シート・タイルなど、内壁：せっこうボード、木質ボード、軽量鉄骨壁下地など、天井：ロックウール化粧吸音板、軽量鉄骨天井下地など、耐火被覆材：吹付けロックウールなど」として、取組を進めてまいります。</p> <p>【報告案本体 p. 17～】</p>
69	<p>CO₂等排出量原単位の表示ルール内容の案を、事業者や評価機関が十分な時間的猶予をもって準備できるよう2026年度前半に示してほしい。</p>	<p>建築物LCCO₂評価制度に係る算定ルール、評価基準、第三者認証・表示ルール、建材・設備CO₂排出量原単位算定ルール等の制度運用ルールの詳細については、申請者側、審査側双方が十分な時間的猶予をもって準備を行うことができるよう、制度構築後速やかに有識者検討会議での審議を開始するとともに、基準等の公表に先立ち事前にパブリックコメントを実施することを予定しております。</p>
70	<p>CFPやEPDの取得にはコスト・手間がかかり、中小メーカーには負担が大きいため、簡易レビュー制度や業界代表データの活用を認めるべき。</p>	<p>建築生産者及び建材・設備製造事業者のニーズを踏まえ、EPDよりも申請・審査の手間がかからず、一方で第三者レビューなしの自己宣言CFPよりも信頼性におけるデータとして簡易な第三者レビューを経たCFPの整備・活用について検討を行ってまいります。</p> <p>また、基本設計、実施設計のタイミングで行うライフサイクルカーボン評価では個社製品データの活用が難しいケースが少なくないことから、業界団体における製品カテゴリー別の業界代表データの整備についても促進してまいります。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
71	CFP データの第三者レビューについて、対象製品別の CFP 算定ルール要件（算定ルールの策定主体の要件、利用できるバックグラウンドデータの要件等を含む。）、レビュー実施機関の要件、レビュー実施方法、レビュー実施結果の表示・公表のルール制度内容を早期に明示してほしい。	建築物 LCCO ₂ 評価制度における CFP データに係る第三者レビュー等の運用ルールの詳細については、制度構築後速やかに検討を開始することとしております。
72	第三者レビュー実施機関について申請者が適切に選択できるよう、要件適合機関を国等に登録する仕組みを整備してほしい。	建築物 LCCO ₂ 評価制度における CFP データに係る第三者レビュー等の運用ルールの詳細については、制度構築後速やかに検討を開始することとしております。なお、当該第三者レビューについては幅広い事業者が参入できるよう検討を進めて参ります。
73	申請者・審査者の負担軽減のため、建築物のライフサイクルカーボン評価で使用可能な（使用すべき）CO ₂ 等排出量原単位の製品別の CFP 算定ルールについて、国で把握・公表してほしい。	国においては、建材・設備 CO ₂ 等排出量原単位の製品カテゴリー別算定ルール、個社製品データ、業界代表データ等の統一的な算定ルールについて検討してまいります。個別に策定された製品カテゴリー別算定ルールの把握・公表は考えておりません。申請者・審査者にとって使い勝手のよい制度となるよう、産学官連携で取り組んで参ります。
74	国によるデータ整備支援を強化するとともに、中小事業者でも対応可能な簡易入力フォーマットや算定支援策を制度に組み込み、幅広い事業者が負担なく参加できる環境を整えるべき。	別添 3 「建築物のライフサイクルカーボン評価のための建材・設備 CO ₂ 等排出量原単位整備方針（案）」に記載のとおり、当面は、EPD、CFP（第三者レビューあり）、CFP（第三者レビューなし）を併用するなど、本制度への参加容易性を重視したデータ整備を進めることとしております。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
75	<p>EPD データ整備が難しい建築設備機器に対し、経過措置として、英国の TM65 のような日本版の簡易計算法を整備してほしい。</p>	<p>別添 3 「建築物のライフサイクルカーボン評価のための建材・設備 CO₂等排出量原単位整備方針（案）」に記載のとおり、当面は、EPD、CFP（第三者レビューあり）、CFP（第三者レビューなし）を併用するなど、本制度への参加容易性を重視したデータ整備を進めることとしております。</p> <p>また、報告案において、CO₂等排出量原単位の整備にあたって「多様な製品で構成される設備などその CO₂ 等排出量原単位作成のハードルが高いもの」は第 3 カテゴリーとして整備スケジュール等に配慮することとしております。</p>
76	<p>「国が定めるデフォルト値は個社・業界データより大きく設定」とされており、断熱材メーカーの努力が評価されない可能性がある。また、高性能断熱材の採用によるオペレーショナルカーボン削減効果を LCCO₂ 評価に組み込むべき。</p>	<p>建材・設備の CO₂等排出量原単位は、その値が小さいものほど製造時の CO₂等排出量が少ない優れた製品ということになるため、各メーカーの努力が評価されるよう、国が定めるデフォルト値は個社製品データや業界代表データより大きくなるように定めています。</p> <p>また、高性能断熱材の採用については、建築物のライフサイクルカーボン評価において、オペレーショナルカーボンの削減という形で評価されることとなります。</p>
77	<p>デフォルト値設定時に断熱材の GX 価値（削減貢献量）を考慮し、低炭素製品採用が正しく評価される仕組みを整備すべき。</p>	<p>高性能な断熱材の採用については、建築物のライフサイクルカーボン評価において、オペレーショナルカーボンの削減という形で評価されることとなります。</p> <p>さらに、断熱性能等の削減貢献量については、第三者認証・表示制度の評価書記載事項における定性的評価の例として「GX 価値（削減実績量、削減貢献量等）を表示した GX 製品の採用状況等」と報告案に記載しているところです。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
78	<p>CFP や EPD 整備にあたり、断熱性能や長寿命性による CO₂ 削減効果を評価に反映し、かつ、これらの性能を見えやすくする仕組みを導入すべき。</p>	<p>建築物ライフサイクルカーボンの評価にあたっては、建材等の断熱性能は建築物の使用段階でのエネルギー消費の評価において、また、建材等の長寿命性は建築物の使用段階での修繕・更新等の評価において、それぞれ評価されることとなります。</p> <p>さらに、断熱性能等の削減貢献量については、第三者認証・表示制度の評価書記載事項における定性的評価の例として「GX 価値（削減実績量、削減貢献量等）を表示した GX 製品の採用状況等」と報告案に記載しているところです。</p>
79	<p>材料の CO₂ 削減貢献量を「GX 価値」として評価・表示できる仕組みを早期整備し、カタログやデータベースでの表示ルールを策定することで、低炭素製品の選択を促進する環境を構築すべき。</p>	<p>報告案には、「建築生産者が低炭素製品や GX 製品を採用しやすくするため、建材・設備製造事業者は、建材・設備のカタログ等において、CFP 等の CO₂ 等排出量原単位や製品の GX 価値（削減実績量及び削減貢献量等）の表示を行うことが望ましい。国は、当該表示ルールの策定を検討すべきである。」「また、建材・設備に係る GX 価値を表示する場合には、建材・設備製造事業者において、建築生産者にその意味が正しく伝えることができる分かりやすいガイドライン等の作成及び普及啓発を実施したうえで、建材・設備のカタログ等に表示することが望ましい。」と記載しているところです。</p> <p>また、第三者認証・表示制度の評価書記載事項における定性的評価の例として「GX 価値（削減実績量、削減貢献量等）を表示した GX 製品の採用状況等」と報告案に記載しているところであり、今後具体化に向けて検討を進めてまいります。</p>

【Ⅱ. 7. 建築物のライフサイクルカーボン評価を促進するための環境整備】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
80	ライフサイクル思考での設計は重要。脱炭素の多様な手法を多くの建築士に講習会などを通じて伝えてほしい。	ご提案のような建築士向けの講習会の実施も視野に入れつつ、ライフサイクル思考での設計が促進される環境整備について今後検討を行ってまいります。
81	LCCO ₂ 評価を実施できる人材・体制が不十分。統一的な算定ルール of 構築と合わせ、適切な算定ができる体制構築と人材育成、簡易な算定方法の整備が必要。	建築物のライフサイクルカーボン評価を促進するため、簡易な算定方法の整備に加え、人材育成や体制整備を進めてまいります。
82	現段階では評価する方法等を整備すれば評価はできるかもしれないがそれに対してどう削減していくのか方法がほぼない状況。削減のための知見・データ・事例の蓄積を図ってほしい。	報告案に記載しているとおり、国は LCCO ₂ 削減に取り組むパイロット事業を支援し、削減のための知見・データ・事例の蓄積を図るとともに、好事例として横展開することを検討して参ります。 また、報告案には「産学連携のもと、LCCO ₂ の削減につながる設計・施工上の工夫や建築用途・規模・構造別の算定・評価結果を含む事例集を作成」と記載しているところであり、オペレーショナルカーボンとエンボディドカーボンのバランスについてもこうした事例集等を通じて知見の蓄積・啓発を実施することが重要と考えております。
83	設計・施工上の工夫による削減事例蓄積のため、先導的プロジェクトへの金銭的・技術的支援を継続・充実させてほしい。	国交省の補助事業である「サステナブル建築物等先導事業」において、先導的プロジェクトへの支援をしており、LCCO ₂ 削減の取組みについても積極的に評価しています。ご意見は今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。
84	エンボディドカーボンの削減に向けて、固定資産税の減免等、建物所有者に対するインセンティブの導入が必要。	建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、関係省庁と連携して、ライフサイクルカーボンの算定や低炭素型の建材を使用する建築物への支援を検討して参ります。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
85	建築物の環境性能が市場で適切に評価されるよう、環境性能の高いビルに入居するテナントへの助成等、テナント向けインセンティブ設計を検討してほしい。	一部の事業者においては、省エネ・環境配慮型の建築物に入居していることをアピールする動きも見られるところであり、こうした動きが一般的なものとなるよう、環境省とも連携して、普及啓発に努めてまいります。
86	CFP、EPD 取得に対する国の支援策を断熱材業界にも適用してほしい。	EPD・CFPの策定に対する補助事業については、建材全般を対象に支援を行っており、断熱材についても対象としております。
87	今後、新しいCO ₂ 排出抑制商品が多々開発されていくが、事業者にとってはコストが高いと導入が難しい。コストを下げるための施策が必要ではないか。	国土交通省では今回の報告案に記載されている施策の実施を通じ、低炭素製品を採用しやすくなる環境の整備を行っていきたいと考えております。 また、各省庁においても取組が行われております。環境省では、ZEBの導入に際して低炭素型建材を活用する事業に対する支援等が検討等されており、林野庁では、CLT等の木質建築部材に関する工法の低コスト化等への支援が行われております。また、経済産業省では、脱炭素のみならず、エネルギー安定供給や経済成長を同時実現するGXの価値を有する製品・サービスが適切に評価される市場の拡大が重要であるという考えのもと、そうした製品・サービスの積極調達を行う民間企業の取組を評価する仕組みの拡充等の取組を進めています。 引き続き、関係省庁と連携し、低炭素製品の採用を促す取組を支援してまいります。

【Ⅲ. 1. 新築建築物における省エネ基準への適合の確保】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
88	2025 年 4 月の省エネ基準適合義務化により申請者、審査者の負担が増大しており、簡易な方法で基準の適合が確認できるシステムの開発や、手続きの簡素化等も併せて実施していただきたい。	昨年 11 月より、AI を活用した建築確認申請図書の事前チェックサービスの提供を行っておりますが、引き続き関係業界団体とも連携して状況把握や手続き円滑化に努めてまいります。
89	2030 年目標達成に向け、病院・ホテル・飲食店舗など給湯消費量の多い用途や飲食店舗テナントエリアで水準達成できないケースが懸念されるため、2028 年までに見極めが必要。	2030 年目標の達成に向けて、一般的な省エネ算定ツールでは評価できない省エネ技術の評価、省エネ基準の運用の合理化に向けた検討を進めてまいります。
90	簡便な算定ツールであるモデル建物法では ZEB 水準の目標を達成することは困難であり、より精緻な算定ツールである標準入力法での計算が必須となると予想される。算定結果の表示が設計値/基準値の比のみであるモデル建物法を、今後どのように扱っていくのかについて検討すべき。	モデル建物法については、簡便な算定ツールであり、算定結果について誤解を生じることがないように、設計値/基準値の比のみを表示することとしています。省エネ計算の利便性改善に向けて、引き続き検討を進めてまいります。
91	ZEH・ZEB 基準の水準の省エネ性能に再生可能エネルギーの効果を含むよう表現を見直し、再エネ導入を促進すべき。	住宅・建築物の省エネ性能の強化と再生可能エネルギーの導入拡大はどちらも非常に重要な施策であることから、どちらかではなくそれぞれ推進するために、「ZEH・ZEB 基準の水準」では再生可能エネルギーを除いた、正味の住宅・建築物の省エネ性能の向上を目指すこととしております。また、再生可能エネルギーについては、住宅トップランナー制度における設置目標の設定や再エネ促進区域制度などにより導入拡大を図っているところです。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
92	断熱性能の高度化を促進するため、性能表示制度や補助制度において断熱材の性能を明確に評価・表示すること。	住宅性能表示制度は、各建材の性能ではなく住宅全体の性能を評価・表示する制度です。その性能項目の1つである断熱等性能等級は、住宅の外皮（外壁、窓など）の断熱性能について、住宅の断熱性の指標である外皮平均熱貫流率等を用いて評価を行い、断熱化等による対策の程度を等級で表示する仕組みとしています。外皮平均熱貫流率については、当該住宅に使用される断熱材等の断熱性能を評価して算定しています。また、補助制度においても、使用されている断熱材等の断熱性能も踏まえて、住宅・建築物の省エネ性能を評価し、高い省エネ性能を有する住宅・建築物を支援することで、断熱性能の向上を図っているところです。
93	環境性能の高い住宅の購入に対する補助制度について、住宅事業者ではなく、住宅購入者を直接支援してほしい。	一定の省エネ性能を満たす住宅の新築等への支援制度である「みらいエコ住宅 2026 事業」においては、補助金申請手続きは住宅事業者が行うこととしていますが、補助金交付を受けた住宅事業者は当該補助金を住宅取得者等に全額還元しなければならないこととしています。
94	高くても、電気代が安くなるから元が取れる、と言うことであれば、投資回収の年数を提示してほしい。	令和3年10月4日第20回建築環境部会にて省エネ基準に適合させるために必要な追加的コスト及び光熱費の低減による追加的コストの回収期間の試算例を提示しております。 https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001487392.pdf P24

【Ⅲ. 2. 省エネ基準の段階的引き上げを見据えたより高い省エネ性能の確保】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
95	2030年に向けて、WEBプログラムにおける未評価技術の解消、簡易的な評価方法の採用などを検討いただきたい。	一般的な省エネ算定ツールでは評価できない省エネ技術の評価、省エネ基準の運用の合理化に向けた検討を進めてまいります。
96	非住宅建築物の給湯システムは簡易的な評価とされているため、適切な評価になるよう改善をお願いしたい。	非住宅建築物の給湯システムの評価も含めて、省エネ基準の運用の合理化に向けた検討を進めてまいります。
97	未評価技術の大臣認定や任意評定の手続きに要する期間について、実際の建築計画にマッチしたものとなるよう短縮すべき。	未評価技術の大臣認定や任意評定について、可能な限り、審査事項の明確化を図るなど、各手続きに掛かる手続き期間の短縮に努めてまいります。
98	建築費が高騰しているため、補助金や容積割増等の施策を推進していただかないと成り立たない	ZEH・ZEB や GX 志向型住宅など、より高い省エネ性能を有する建築物の普及促進のための支援の継続・充実について、関係省庁と連携して取り組んでまいります。
99	使用エネルギーの実績データを調査し公表して欲しい。	実績データについては、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業調査発表会にて、報告しておりますので、ご確認ください。 https://zehweb.jp/zehinfo/conference/2025/

【Ⅲ. 3. 既存建築ストックの省エネ化等】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
100	既存建築の省エネ改修が進む施策を積極的に行ってほしい	既存建築ストックの省エネ性能の向上については、健康への寄与や光熱費削減効果等を含む省エネの効果に関する周知普及や、部分的・効率的な省エネ改修の普及促進を図るとともに、関係省庁や地方公共団体と連携して、支援制度の充実・強化に努めてまいります。
101	環境の観点では、新築するよりも既存住宅を直して長く使うことが効果的であり、既存住宅の部分断熱改修を適正に評価し、補助事業の対象としてほしい。	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、既存住宅の省エネ改修を進めていくことは重要です。国土交通省では、社会資本整備総合交付金や「みらいエコ住宅2026事業」等により、部分的な断熱化を含めた住宅の省エネ改修に対する支援を行ってまいります。
102	省エネ基準をZEB水準に引き上げる場合に、増改築の際の基準適合の考え方について、増改築と同時期に行われる既存部分の改修を評価して、建築物全体でZEB水準適合か否かを判断することはできないか。	今後の施策の参考とさせていただきます。

【Ⅲ. 4. 建築物における再生可能エネルギーの利用の促進】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
103	再生可能エネルギー設備設置が困難な建築物において、断熱性能強化を代替措置として認めること。	太陽光発電設備については、立地条件等により必ずしも設置が合理的でない場合があるため、合理的な範囲での設置を推進しており、設置が困難な建築物について、断熱性能の強化を代替措置として求めることは検討しておりません。
104	報告案に、「特に、ヒートポンプ給湯機やハイブリッド給湯機を設置することは、DRによって、太陽光発電設備で発電される電力を活用でき、再生可能エネルギーの利用を促進するため、非化石転換の観点から有効である。一方で、特に集合住宅においては設置スペースの制約等も課題であることから、実態に即した設置方法の確立を講じるべきである。」と追記すべき。	DRについては、引き続き動向を注視すると共に、関係省庁と連携しながら慎重に議論してまいります。いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

【IV. 引き続き検討すべき課題】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
105	<p>報告案 P26 「2 削減実績量や削減貢献量といった GX 価値を有する建材・設備の評価の在り方の検討」の 2 行目へ以下文言を追加してほしい。</p> <p>「特にグリーン調達については、当該建材・設備の製造工程における低炭素電力の使用を評価可能とし、電力排出係数として、一般係数と低炭素電力係数の別々の取り扱い規定を設けるなどの検討を行うことが望ましい」</p>	<p>グリーン購入法における「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」においては、鉄鋼が使用された物品について「削減実績量が付されていること」及び「CFP の算定・開示をしていること」が基準として定められています。この CFP の算定にあたっては、CFP ガイドラインに基づいて計算されたものも認められています。</p> <p>CFP ガイドラインにおいては地球温暖化対策推進法に基づく電気事業者別排出係数の使用が認められているところ、この排出係数はメニュー毎に設定が可能となっていると承知しており、ご意見のように低炭素電力メニューにより供給された電力を使用して製造された製品についてはより低い排出係数を用いることも可能であると承知しております。</p>
106	<p>注記 40 の GX スチールに関する記述は現状を反映し、CFP 算定ルール公表済み、評価手法が国内オーソライズ済みと修正すべき</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、注釈の内容を以下に修正しました。</p> <p>「GX スチールにおいては、経済産業省が事務局を担う「GX 推進のためのグリーン鉄研究会」のとりまとめで示された方針を踏まえ、既に製品別 CFP 算定ルール、およびGX スチールガイドラインが日本鉄鋼連盟より公表され、その評価手法（削減実績量等の GX 価値や Allocated CFP、Residual CFP 等）を確立しており、現在国際ルール化が検討されている。」</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
107	<p>ZEH 水準を超える省エネ住宅においても引き続き利便性・快適性が重視されるべきと考えるため、以下「 」内を p. 27 14 行目に追記していただきたい。</p> <p>住宅・建築物には、その用途に応じて、構造安全性、防耐火性能、バリアフリー性能、機能性、レジリエンス、「利便性、快適性」等の性能が求められる中、多様な性能とのバランスをとりつつ、また、住宅のアフォーダビリティの確保など国民の負担能力を考慮して、省エネ性能の向上を行うとともに、建築主や建築物利用者の機運醸成にも取り組む必要がある。</p>	<p>脚注 15 のとおり、「利便性・快適性」は建築物の機能に含まれると整理しております（※No. 10 ご参照）。ご指摘を踏まえ、「住宅・建築物には、その用途に応じて、構造安全性、防耐火性能、バリアフリー性能、レジリエンス等の機能が求められる」と修正し、利便性・快適性も機能の一つとして住宅・建築物に求められる要素であることが分かるようにします。</p> <p>【報告案本体 p. 28】</p>
108	<p>今まで省エネ法施行により温熱性能は向上したものの、耐久性の低下、街並みの風景が醜悪化した。2030 年の省エネ法基準強化は、住宅価格も踏まえて慎重に考える必要がある。</p>	<p>住宅・建築物には、その用途に応じて、構造安全性、防耐火性能、バリアフリー性能、機能性、レジリエンス等の性能が求められる中、多様な性能とのバランスをとりつつ、また、住宅のアフォーダビリティの確保など国民の負担能力を考慮して、省エネ性能の向上を行う必要があると考えております。</p>

【別添1 建築物のライフサイクルカーボン評価の促進に係る制度導入の考え方】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
109	<p>人権侵害の労働のもとで製造されていないか、使用後にリサイクルが可能であるかなど、温室効果ガス排出量以外の指標も踏まえて「エコ」であるかどうかを評価すべき。</p>	<p>今後の施策の検討にあたって参考にさせていただきます。なお、別添1「建築物のライフサイクルカーボン評価の促進に係る制度導入の考え方」に記載のとおり、地球温暖化以外の環境負荷の削減や経済的側面・社会的側面・環境的側面の3つの側面にも留意して、建築物のライフサイクルカーボン評価の取組を進めてまいります。</p>

【別添2 建築物のライフサイクルカーボン（LCCO₂）の削減に向けたロードマップ（案）】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
110	<p>「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第四次報告案）」の記載と平仄を揃える観点から、別添2「建築物のライフサイクルカーボン（LCCO₂）の削減に向けたロードマップ（案）」の「設計・材料調達・施工の変革」の例示にGX製品の活用を追記願いたい。</p>	<p>ご指摘のとおり追記させていただきます。 【別添2 ロードマップ】</p>

【別添3 建築物のライフサイクルカーボン評価のための建材・設備 CO₂等排出量原単位整備に係る当面の方針（案）】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
111	別添3のp6表に、個社が算定ルール整備時は建材・設備汎用ルール準拠が必要であることを明示すべき	別添3「建材・設備 CO ₂ 等排出量原単位整備方針（案）」の表1「本方針における建材・設備 CO ₂ 等排出量原単位と製品別算定ルールの一覧」について、本文中の記載と同様、個社が算定ルールを整備する際には、建材・設備汎用ルールに準拠している必要があることを明示しました。 【別添3 p.6】
112	デフォルト値が産業連関分析法等で作成される表現があるが、積上法のみなら表を修正すべき。	別添3「建材・設備 CO ₂ 等排出量原単位整備方針（案）」の表1「本方針における建材・設備 CO ₂ 等排出量原単位と製品別算定ルールの一覧」について、国が定めるデフォルト値は積上げ法のみにより作成されることが表現されるように修正しました。 【別添3 p.6】

【その他】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
113	<p>温暖地域においては断熱性能の強化はエネルギー消費量の削減につながらないため、省エネ基準について、断熱基準への適合、気候風土適応住宅への適合、LCCO₂の削減の選択制にすべき。</p>	<p>地域の気候によって断熱性能の水準は異なるものであり、省エネ基準においては、気候に基づく地域区分に応じて基準を設けています。現行の省エネ基準と 2030 年目標の基準との空調設備の一次エネルギー消費量の比較試算例を令和 3 年 11 月 24 日第 15 回建築物エネルギー消費性能基準等小委員会にて提示しております。</p> <p>報告案「エネルギー資源の太宗を海外輸入に依存している我が国においては、断熱等による暖冷房・空調等負荷削減や省エネ設備の導入等の省エネルギー対策の徹底が基本であり、加えて、オンサイトでの再生可能エネルギー導入や脱炭素化に取り組むことが重要。」との認識のもと、省エネルギー性能とライフサイクルカーボン評価はそれぞれ別の指標として必要と考えております。</p>
114	<p>電力エネルギーの脱炭素化含め、国は CO₂削減に寄与する政策をもっと推進すべきではないか。</p>	<p>関係省庁と連携して、CO₂削減に寄与する施策を進めてまいります。</p>

115

世界的に見ればわずかな日本の住宅部門の二酸化炭素排出量の削減のために、ただでさえ人手不足の建設業にこれ以上負担をかけるべきではない。将来的な国益を考えるべき。設計・施工の現場の手間が増大した 2025 年の法改正を撤廃すべき。

これまでも住宅・建築物の省エネルギー政策については、制度の導入効果や許容性に配慮し、大規模な非住宅建築物から段階的に進めるとともに、大工・中小工務店等への講習会を実施するなど時間をかけて取り組んでまいりました。2025年に施行された住宅含む全ての新築建築物への省エネ基準適合義務化については、2050年カーボンニュートラル達成に向けて有識者・業界団体を交えた検討や国会での審議をふまえて行われたものであり、引き続き円滑な制度運用に取り組んでまいります。

エネルギー資源の太宗を海外輸入に依存している我が国においては、省エネルギー対策の徹底が必要であり、建築物 LCCO₂ 評価制度についても資材製造、使用、解体等の各段階において省エネ・省資源等の措置を図るものであり、エネルギー・資源安全保障に資する取り組みであると考えております。

また、報告案に記載のある建築物 LCCO₂ 評価に係る届出制度についても、設計・施工・建材・設備業界のリソースが限られる中でもっとも効果的かつ効率的に政策効果をあげられる建築物としてまずは 5,000 m²以上の大規模事務所(年間 200 棟程度)を対象を絞って制度を開始することとしており、報告案に記載のあるとおり「建築主・設計者・施工者の負担軽減に配慮」しながら具体的な手続きを検討するほか、あわせて設計者、施工者等の育成にも取り組むこととしております。

なお、令和 7 年 4 月より、建築分科会、建築基準制度部会においては、建築分野の中長期的なあり方についてご審議いただいているところ、建設業を含む担い手不足への対応・育成は重要な論点となっ

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
		<p>ており、ストック対策や地球環境問題等の課題への対応とともに、社会全体の持続性に配慮して引き続き検討を進めてまいります。</p>